

令和 7年 7月 29日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 齋藤 一也

第19期 第6回組合会会議録の掲載について

前略 厚生労働省保険局保険課長通知（保保発1226第1号）に基づき、
「第19期 第6回組合会会議録」を掲載します。

草々

第 19 期第 6 回組合会会議録

伊藤忠連合健康保険組合

第 19 期 第 6 回 組 合 会 会 議 録

1. 日 時 令和 7 年 7 月 18 日 (金) 午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分
2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 会議室
東京都新宿区市谷本村町 4-1
3. 議 案
 - 第 1 号議案 令和 6 年度 事業報告及び令和 6 年度収入支出決算について
 - 第 2 号議案 令和 6 年度 決算残金処分について
 - 第 3 号議案 令和 6 年度 同一款内の項間流用について
 - 第 4 号議案 組合規約の一部変更について(適用事業所の異動)
 - (1) 事業所の追加について
 - (2) 事業所の削除(廃止)について
 - (3) 事業所の名称変更について
 - (4) 事業所の所在地変更について
 - 第 5 号議案 組合規約の一部変更について (予備費の費途追加)
 - 第 6 号議案 監査規程の一部変更について
 - 報告事項 1 固定資産の処分について
 - 報告事項 2 会計事務取扱規程の一部変更について
 - 報告事項 3 第 19 期 議員・理事の異動について
 - 報告事項 4 保有財産の保有方法について
 - 報告事項 5 保険給付費の返還請求権消滅時効について
 - 報告事項 6 子ども・子育て支援金制度について
 - 報告事項 7 保険証の廃止に伴う経過措置の終了について
4. 招集年月日 令和 7 年 5 月 30 日
5. 議 員 定 数 34 名
6. 出 席 議 員 34 名 (内 書面出席 10 名)
 - ① 選定議員 17 名 (内 書面出席 5 名)
齋藤 一也、林 啓志、谷 衡一郎、桑原 秀明、金澤 克彦、石野 完也、大橋 芳和、
矢島 久嗣、五十嵐 秀夫、中浜 康徳、堀井 達也、田村 拓也、
書面出席: 玉川 哲史、松吉 宏明、若林 利典、内田 達也、藤間 裕之
 - ② 互選議員 17 名 (内 書面出席 5 名)
川端 康志、佐久間 栄次、北川 正英、管野 康生、宝谷 太郎、森田 裕介、平 将和、
大門 裕治、西 健悟、横井 幹之、前田 顕、黒口 清
書面出席: 中村 貞、佐々木 久慈、浅井 正博、水落 政徳、丸山 博信
7. オブザーバー 1 名 (伊藤忠商事(株) 森川 友也)

定刻午後 3 時 30 分、議員定数 34 名のうち 34 名の出席 (うち 10 名は書面出席) があり、健康保険法施行令第 9 条の規定による定足数を満たしていることを確認のうえ、議長が開会を宣した。議事録署名人に中浜康徳氏、横井幹之氏を指名し、これを承認した。

[議長]

本日はご多忙の中、また、大変暑い中第 19 期第 6 回組合会にお集まりいただき、ありがとうございます。また、日頃より当組合の事業活動に多大なるご理解ご協力賜り感謝申し上げます。

組合会開催に先立ちまして、自己紹介をさせていただきたいと思います。

令和 7 年 4 月 1 日に、前任の大喜多より理事長職を引き継ぎました齋藤一也と申します。宜しく申し上げます。

1981 年に伊藤忠商事に入社してから化学品部門長を退任するまでの 33 年間、一貫して化学品合成樹脂関係の仕事に携わって参りました。

2014 年にタキロン(株)に籍を移してから本年 3 月までの 11 年間は、合成樹脂・プラスチックの製造・加工事業という商社時代とは異なる仕事をさせていただくとともに、社長就任という貴重な経験をさせていただきました。

そして、この度、伊藤忠連合健保組合の理事長職を仰せつかりまして、大変身の引き締まる思いでございます。

さて、世の中に目を転じますと VUCA の時代と言われて久しいですが、複雑さと不確実性は更に深まっていると感じられます。ウクライナ、中東、米中対立などの地政学的な緊張、生成 AI や量子コンピュータなどの技術革新の加速、気候変動や自然災害、そして、人々の働き方、消費構造、価値観の多様化などこれら複雑で不確実なことが事業運営、会社経営における見通しを立てにくくするとともに、リスクに対する備え、柔軟な対応も迫られ、舵取りが難しい時代だと思っております。

また、参議院選挙も終盤となり、各党の政策が発表されておりますが、将来を見据えて医療・年金・介護・福祉といった社会保障制度の仕組みにおける負担と給付のバランスを図り、本質的な議論を行っていただき、しっかりと進められる政治を願うばかりです。

本日の組合会は、令和 6 年度決算についてご承認いただくとともにマイナ保険証、子ども・子育て支援金制度といった旬な内容も含まれます。各議案についてご審議をお願いし、挨拶とさせていただきます。

それでは、議案に入らせていただきます。

健康保険法施行令により私が議長を務めさせていただきます。

本日の議案は、先にご送付申し上げました「議案書」の通り 6 議案と報告事項 7 件です。各議案の説明は、常務理事より行なわせていただきます。

[常務理事]

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告及び令和 6 年度収入支出決算についての説明です。

(1) 決算収支・経常収支の状況

令和 6 年度は保険料率 9.6%、経常収入 29,686 百万円、経常支出 31,268 百万円、経常収支 △1,582 百万円の赤字予算を編成しました。

これに対し、決算は経常収入 29,802 百万円(対予算比+116 百万円)、経常支出 30,854 百万円(対予算比 △414 百万円)、経常収支△1,051 百万円(対予算比+531 百万円)となりました。

経常収支は、対予算比で平均被保険者数 507 人減となったものの、平均年収で 65.6 千円増となったことにより健康保険収入が 22 百万円の増、財政調整事業交付金で 210 百万円増、前期高齢者納付金に対する補助である高齢者医療支援金等負担金助成事業費が 59 百万円増となり、また、支出では 1 人当たり保険給付費は 99.6%とほぼ予算どおりでしたが、加入者数減により保険給付費 218 百万円減、納付金が 69 百万円減、保健事業費 79 百万円減等により支出が 414 百万円減となったことにより改善しています。

収入決算額 33,475 百万円(対予算比 387 百万円増)、支出決算額 31,263 百万円(対予算比△1,825 百万円)より差引額は+2,212 百万円となりました。

なお、今後の見通しとして、令和 7 年度予算では経常収支差引額+42 百万円として黒字の予算を立てていますが、令和 8 年度、令和 9 年度は赤字基調が見込まれ、これは当健保組合に限られたことではなく、保険給付費の増、高齢者納付金等の増により約 1,400 ある健保組合のうち赤字組合は全体の約 76%となっております。

当健保組合においても、今後、赤字となった場合、別途積立金からの繰り入れ、保険料率のアップといった対応が必要となって参ります。

(2) 保有財産

令和 6 年度末の保有財産は、準備金は前年度から 68 百万円増額し 4,910 百万円、別途積立金は令和 6 年度に別途積立金繰入 2,750 百万円、日新製糖健保組合との合併による預かり額 488 百万円、決算残金 2,211 百万円となったことにより、前年度から 51 百万円減となり 13,160 百万円となりました。退職積立金は 90 百万円、その他(事務所の敷金等)の財産は 70 百万円、総額は 18,230 百万円となりました。

(3) 適用・事業所数等の状況

適用関係では、令和 6 年度平均被保険者数は 53,993 人で、対予算比△507 人(99.1%)となりました。平均標準報酬月額が 380,683 円で対予算比+683 円(100.2%)、平均標準賞与額は 1,311.4 千円(3.44 月)で対予算比+57 千円(104.6%)となり、平均年収は 5,879.6 千円で対予算比+65.6 千円(101.1%)、対前年度比では+255.4 千円(104.5%)となりました。

なお、保険料免除となる育児休業者および産前産後休業者は 740 人で対予算比±0 人(100.0%)、対前年度比△105 人(87.6%)となります。

令和 7 年 3 月末時点の事業主数は 220、事業所数は 228 となります。

健康保険料率は 9.60%、法定給付費等に要する保険料率は 9.19%、実質保険料率は 9.80%となります。また、商社連合の他の 4 健保組合も 9.0%から 10.0%の料率をここ数年維持している状況となっています。

(4) 収入の状況

対予算比で平均被保険者数 507 人減となったものの、平均年収で 65.6 千円増となったことにより、令和 6 年度決算の保険料収入は、対予算比 22 百万円増(100.1%)の 29,621 百万円となりました。

また、国庫補助収入において、高齢者医療支援金等負担金助成事業費とありますが、これは前期高齢者納付金が増えた健保組合に対して支給されるもので 59 百万円となります。

財政調整事業交付金においては 454 百万円が交付されていますが、これは徴収した調整保険料を「財政調整事業拠出金」として健保連に納め、財政状況が悪化している組合や高額な医療費が発生したときに「財政調整事業交付金」として組合に交付されるものです。

(5) 保険給付費の状況

令和 6 年度決算の一人当たり保険給付費は、291,693 円(対前年度比 102.5%、対予算比 99.6%)となりました。総額では 15,749 百万円(対前年度比△338 百万円(97.9%)、対予算比△219 百万円(98.6%))となり、保険料収入の 53.2%を占めます。

(6) 納付金の状況

令和 6 年度決算の納付金(前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・病床転換事務費拠出金・退職者拠出金)合計は、13,274 百万円となり、保険料収入の 44.8%を占めます。

また、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の状況は下表のとおりとなり、前期高齢者納付金は 6,144 百万円(対前年度比△164 百万円)、後期高齢者支援金は 7,130 百万円(対前年度比△184 百万円)となりました。

(7) 保健事業費の状況

令和 6 年度の保健事業は、被扶養者の健診受診率の向上、特定保健指導・重症化予防の推進、適正服薬の取り組みに加え、肥満解消率の向上を新たな重点課題として生活習慣改善へのアプローチを行いました。また、健康経営を推進する事業所の増加を背景に事業主とのコラボヘルスを強化し進めて参りました。

令和 6 年度決算の保健事業費は、1,466 百万円(対予算比△79 百万円(94.9%))となり、保険料収入の

5.0%となりました。なお、特定健診、保健指導の実施状況に応じた補助金があり、収入科目において特定健康診査・保健指導補助金 9.9 百万円が計上されています。

(8) 介護勘定の状況

令和 6 年度は、令和 2 年度に介護保険料率を 1.75%に引き上げて 5 年目となります。

令和 6 年度予算では収入科目で繰入金 70 百万円、支出科目で予備費 96 百万円を計上しましたが、決算では介護保険収入が 3,500 百万円と対予算比+107 百万円、収入合計は 3,570 百万円、支出合計は 3,345 百万円となり、収入支出差引額は+225 百万円となりました。

令和 6 年度介護納付金は、令和 4 年度確定納付額の計算に用いられる組合負担率が下がり、戻る額が増えたため、組合合併による日新製糖健保分 21 百万円を含めても 3,344 百万円と対前年度比△89 百万円(97.4%)となっています。

介護保険料率は 1.75%です。

		R6 年度予算	R6 年度決算	対予算比 (%)	R5 年度
適用 状況	事業所数 (3 月末)	—	228	—	218
	平均被保険者数 (人)	54,500	53,993	99.07%	56,554
	平均標準報酬月額 (円)	380,000	380,683	100.18%	369,107
	平均標準賞与額				
	① 一人当たり (千円)	1,254.0	1,311.4	104.58%	1,194.9
	② 支給月数	3.30	3.44	104.24%	3.24
	扶養率 (人)	0.68	0.66	-0.02 p	0.67
料 率 (%)	健康保険料率	9.47%	9.47%	—	9.47%
	調整保険料率	0.13%	0.13%	—	0.13%
	合計	9.60%	9.60%	—	9.60%
	法定給付費等に要する保険料率	9.31%	9.19%	-0.12 p	9.42%
	実質保険料率	9.98%	9.80%	-0.18 p	10.05%

収入

		R6 年度予算	R6 年度決算	対予算比(%)	R5 年度
① 健康 保険 収入	保険料	29,599,492	29,621,417	100.1%	29,591,760
	国庫負担金収入	7,257	7,371	101.6%	7,881
	その他(徴収金)	1	0	0.0%	0
	小計	29,606,750	29,628,788	100.1%	29,599,641
②*調整保険料収入		407,329	407,358	100.0%	
③*繰越金		0	0	—	
④ 繰 入金	退職積立金繰入	29,169	26,274	90.1%	25,319
	*別途積立金繰入	2,750,000	2,750,000	100.0%	3,300,000
	小計	2,779,169	2,776,274	99.9%	3,325,319
⑤ 国庫 収入	*高齢者医療支援金等負担金助成事業費	1	58,925	5892500%	66,470
	*被用者保険運営円滑化推進事業費	1	0	0.0%	0
	特定健康診査・保健指導補助金	18,836	9,897	52.5%	9,466
	*災害臨時特例補助金	1	0	0.0%	0
	*高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1	1,315	131500%	753
	*出産育児一時金補助金	0	0	—	6,765
	*社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	1	0	0.0%	0
	小計	18,841	70,137	372.3%	83,454
⑥*出産育児交付金		18,056	18,085	100.2%	0
⑦*財政調整事業交付金		244,397	454,407	185.9%	342,242
⑦ 雑 収入	雑収入(利子収入・返納金・雑入)	13,020	119,400	917.1%	21,977
	*不用財産等売払代	2	0	0%	0
	*補助金等追加収入	753	752	99.9%	5,338
	小計	13,775	120,152	872.2%	27,315
収入合計		33,088,317	33,475,201	101.2%	33,784,974
經常収入合計		29,685,831	29,802,444	100.4%	29,656,403

※注:「*」は經常外の収入

(単位:千円)

支出について

事務費

(単位:千円)

事務費	R6 年度予算	R6 年度決算	対予算比(%)	R5 年度
① 事務所費	387,045	341,143	88.1%	324,572
② 組合会費	2,528	642	25.4%	927
合計	389,573	341,785	87.7%	325,499

保険給付費

(単位：千円)

③保険給付費		R6 年度予算	R6 年度決算	対予算比 (%)	R5 年度決算
法定給付	被保険者	9,436,197	9,160,935	97.1%	9,390,912
	被扶養者	5,624,326	5,588,407	99.4%	5,779,475
	高齢者等	603,480	685,265	113.6%	607,081
	高額療養費	102,189	89,579	87.7%	99,984
	小計	1,5766,192	15,524,186	98.5%	15,877,452
付加給付		201,737	225,206	111.6%	210,435
合計		15,967,929	15,749,392	98.6%	16,087,887
被保険者一人当たり (円)		292,990	291,693	99.6%	284,469
保険料収入対比 (%)		53.95%	53.17%	-0.78 p	54.37%

- 【注】 ・法定給付：法律に定められた給付（協会けんぽでも支給される）
 ・付加給付：法定給付に追加して支給される給付（健保組合独自の給付）

納付金

(単位：千円)

	R6 年度予算	R6 年度決算	対前年度比(%)	R5 年度	R4 年度
前期高齢者納付金	6,162,850	6,143,968	97.4%	6,307,718	4,160,866
後期高齢者支援金	7,180,079	7,130,281	97.5%	7,313,825	6,686,468
病床転換事務費拠出金	4	3	30.0%	10	19
日雇拠出金	1	0	—	0	0
退職者給付拠出金	37	36	38.3%	94	189
流行初期医療確保拠出金	1	0	—	0	—
合計	13,342,972	13,274,288	97.4%	13,621,647	10,847,542

保健事業費

(単位：千円)

	R6 年度予算	R6 年度決算	対予算比 (%)	R5 年度
① 特定健康診査事業費	42,438	40,312	95.0%	36,736
② 特定保健指導事業費	88,999	83,775	94.1%	78,347
③ 保健指導宣伝費	73,040	59,776	81.8%	69,342
④ 疾病予防費	1,299,466	1,240,742	95.5%	1,264,230
⑤ 体育奨励費	40,005	40,405	101.0%	40,332
⑥ その他（契約保養所費）	1,038	1,120	107.9%	1,044
合計	1,544,986	1,466,130	94.9%	1,490,031

介護勘定について

	R6 年度予算	R6 年度決算	対予算比	R5 年度決算
① 第 2 号 被 保 険 者	39,280 人	38,208 人	-1,072 人	39,370 人
② 保 険 料 徴 収 対 象 者	29,900 人	29,765 人	-135 人	30,436 人
③ 標 準 報 酬 月 額	421,000 円	430,051 円	+9,051 円	420,893 円
④ 平 均 標 準 賞 与 額	1,431.4 千円 3.40 月	1,574.3 千円 3.66 月	+142.9 千円 +0.26 月	1,451.4 千円 3.44 月
⑤ 保 険 料 率	1.75%	1.75%	-	1.75%

(単位：千円)

	R6 年度予算	R6 年度決算	対予算比 (%)	R5 年度決算
保 険 料 収 入	3,392,439	3,499,766	103.2%	3,451,423
繰 入 金	70,000	70,000	100.0%	120,000
国庫補助金(事業費補助)	-	-	-	-
雑 収 入	6	5	83.3%	5
収 入 合 計	3,462,445	3,569,771	103.1%	3,571,428
介 護 納 付 金	3,365,151	3,344,256	99.4%	3,433,073
還 付 金	1,000	409	40.9%	344
予 備 費	96,294	0	-	0
支 出 合 計	3,462,445	3,344,665	96.6%	3,433,417
収 支 差 引	0	225,106	-	138,011

次に、積立金・準備金の推移の説明です。令和 6 度末における別途積立金の額は 13,160 百万円となります。ただし、これは将来的に納付金の額が増えることが見込まれますので、そのために必要な積立金となります。

・ 一般勘定

(単位：百万円)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
法 定 準 備 金	4,222	4,222	4,222	4,222	4,342	4,342	4,342	4,342	4,842	4,910
別 途 積 立 金	4,228	7,372	9,246	10,274	10,504	11,574	13,057	15,181	13,210	13,160
合 計	8,450	11,594	13,468	14,496	14,846	15,916	17,399	19,523	18,052	18,070

・ 介護勘定

(単位：百万円)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
介 護 準 備 金	1,100	1,387	1,555	1,408	739	652	609	651	669	831

・ 準備金の推移

(単位：百万円)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
法定準備金	4,222	4,222	4,222	4,222	4,342	4,342	4,342	4,342	4,842	4,910
介護準備金	1,100	1,387	1,555	1,408	739	652	609	651	669	831
合計	5,322	5,609	5,777	5,630	5,081	4,994	4,951	4,993	5,511	5,741
保有率	199.71	206.64	199.49	175.73	144.56	139.04	135.28	136.34	142.84	143.57

次に、庶務関係について、議員 34 名、理事 16 名となっています。

議員・理事数（令和 7 年 3 月末現在の議員・理事状況）

・ 議員任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 理事数は議員数の内数である。

種別	議員			理事		
	定数	現員	欠員	定数	現員	欠員
選定	17名	17名	0名	8名	8名	0名
互選	17名	17名	0名	8名	8名	0名
合計	34名	34名	0名	16名	16名	0名

監査の実施状況については、

平成 23 年 9 月 20 日 関東信越厚生局による実地監査（総合監査）

平成 29 年 6 月 27 日 関東信越厚生局による実地監査（経理監査）

令和 6 年 4 月 10 日 関東信越厚生局による実地監査（総合監査）

令和 7 年 6 月 12 日 当組合監事による事務監査（令和 6 年度分の事務監査）

会議の開催状況は、

① 理事会 令和 6 年 7 月 5 日 令和 5 年度収入支出決算 他
令和 6 年 10 月 1 日 常務理事の選任について 他

令和 7 年 2 月 7 日 令和 7 年度収入支出予算他

② 組合会 令和 6 年 7 月 19 日 令和 5 年度収入支出決算 他

令和 7 年 2 月 21 日 令和 7 年度収入支出予算他

③ 健康管理事業推進委員会

令和 6 年 12 月 12 日 令和 7 年度保健事業の取り組み方針（案）

となります。

職員数は、令和 7 年 3 月末現在において、事務長以下 19 名（男 4 名・女 15 名）となっております。

次に、令和 6 年度 保険給付費適正化事業について報告します。

① 診療報酬明細書（レセプト）審査事業

医療機関から請求される診療報酬明細書（請求書）の資格や内容審査（過剰請求・業務上他）を行っています。

その結果、令和 6 年度においては、医療費総額約 136 億円から約 147,000 千円（1.08%）の適正化となっています。

査定・返戻状況

レセプト件数・金額	年間 1,240,451件 約136億円	
返戻理由	件数	金額
資格審査	2,229件	82,524千円
内容審査	1,992件	47,442千円
第三者求償・業務上他	372件	17,034千円
返戻・査定合計	4,593件 (0.37%)	147,000千円 (1.08%)

② 柔道整復（接骨院）療養費適正化事業

本事業は、平成21年度期中より実施しており、接骨（整骨）院から請求される柔道整復（接骨院）療養費の内容審査を通して、負傷原因の確認や「正しい接骨院のかかり方」を啓蒙しています。柔道整復師が行う施術は、医師の行う治療とは異なり、健康保険が使えるのは外傷性疾患（骨折・脱臼・ねんざ・打撲）に限定されています。なお、振込代行サービスは、年間約749千円の節減効果が得られています。

③ ジェネリック（後発）医薬品促進事業

後発医薬品の使用促進事業として、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報提供を行うとともに、先発医薬品からジェネリック（後発）医薬品に変更することで節減が期待される方にお知らせを行っています。ジェネリック（後発）医薬品の使用状況は、使用割合92.8%（国の目標値80%以上）、薬剤費割合78.6%（国の目標値65%以上）です。

[議長]

ここで、令和7年6月12日に実施されました事務監査について、大門監事よりご報告いただきます。監査報告をお願い致します。

[大門監事]

令和7年6月12日に実施した事務監査について、ご報告致します。

1. 概評

健保組合の適正な事業運営及び財産管理、経理事務防止の観点から、厚生労働省より自己点検の実施が求められており、健保組合では自己点検シートに基づき事務処理等の点検を行っている。

令和7年6月12日に実施した監事監査において、自己点検シートの各点検項目を精査したところ、いずれも適正に取り組まれていた。

また、事務執行について、経理関連帳簿・証拠書類帳簿等の管理も充分機能しており、令和7年4月30日現在の全ての現預金書類（通帳・証書）等を実査し、正確かつ適切な処理がなされていることを確認した。今後とも内部統制システムの徹底をお願いしたい。

2. 意見

今後も、国の健康保険事業を代行する公法人として、健康保険法をはじめとする諸法令を遵守し、健康保険の趣旨に沿った事業運営を行っていただきたい。

以上です。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、第2号議案 令和6年度決算残金処分についての説明です。

[常務理事]

第2号議案令和6年度決算残金処分について

【一般勘定】

決算状況		決算残金処分内訳	
収入決算額	33,475,200,980 円	法定準備金	0 円
		別途積立金	2,211,306,214 円
支出決算額	31,263,058,644 円	財政調整事業繰越金	836,122 円
差引残高	2,212,142,336 円	計	2,212,142,336 円

【介護勘定】

決算状況		決算残金処分内訳	
収入決算額	3,569,770,642 円	準備金	225,106,225 円
支出決算額	3,344,664,417 円		
差引残高	225,106,225 円	計	225,106,225 円

決算残金処分について、一般勘定においては収入決算額 33,475.2 百万円、支出決算額 31,263.1 百万円ということで、差引残高約 2,212.1 百万円となりました。

差引残高のうち、2,211.3 百万円を別途積立金としたいと思います。その結果、令和6年度末における別途積立金は 13,159.7 百万円となります。

財政調整事業繰越金 836,122 円は、保険料として任意継続被保険者の方々から受け取った前納金のうち、令和7年度分の調整保険料に該当する金額で、繰り越して令和7年度の収入に計上するものです。

介護勘定における 225 百万円については、全額を準備金にまわしたいと思います。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、第3号議案令和6年度 同一款内の項間流用についての説明です。

[常務理事]

第3号議案 令和6年度 同一款内の項間流用についての説明です。

健康保険法施行令第16条第3項規定に基づき、理事長専決にて項間流用を行っています。

流用年月日 (理事長専決日)	流用する科目(減)		流用を受ける科目(増)	
令和7年2月28日 (令和7年3月17日)	3-1-1 療養給付費	1,115,100 円	3-2-1 一部負担還元金	1,115,100 円
令和7年2月28日 (令和7年3月17日)	3-1-1 療養給付費	2,030,100 円	3-2-5 家族療養付加金	2,030,100 円
令和7年3月14日 (令和7年4月10日)	3-1-1 療養給付費	32,000 円	3-2-5 家族療養付加金	32,000 円
令和7年3月14日 (令和7年4月10日)	6-2-1 調整保険料還付金	14,019 円	6-1-1 保険料還付金	14,019 円
令和7年3月31日 (令和7年4月16日)	3-1-1 療養給付費	14,277,800 円	3-2-1 一部負担還元金	14,277,800 円
令和7年3月31日 (令和7年4月16日)	3-1-1 療養給付費	251,000 円	3-2-3 合算高額療養付加金	251,000 円
令和7年3月31日 (令和7年4月16日)	3-1-1 療養給付費	5,803,000 円	3-2-5 家族療養付加金	5,803,000 円

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは、採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、第4号議案組合規約の一部変更について(適用事業所の異動)についての説明です。

[常務理事]

第4号議案 組合規約の一部変更について(適用事業所の異動)についての説明です。

(1) 事業所の追加について(理事長専決により施行済)

組合規約第4条「別表1」に、次の事業所を加える。

①伊藤忠エネクスホームライフ(株) 東京都中央区(新規適用年月日 令和7年4月1日)

代表者 若松 京介

資本金 4億5,000万円(伊藤忠エネクス(株)100%)

事業内容 石油・LPガス卸売小売業等

被保険者数 41人

設立年月日 昭和42年8月26日

②IC Aero(株) 東京都港区 (新規適用年月日 令和7年6月1日)

代表者 清水 宣

資本金 1億円(伊藤忠商事(株)100%)

事業内容 航空機並びに関連機器の賃貸借及び売買等

被保険者数 1人

設立年月日 令和7年6月1日

③(株)Hana Plan 東京都世田谷区(新規適用年月日 令和7年6月21日)

代表者 花村 幸栄

資本金 300万円(株)アイ・エフ・ビーに所属していた被保険者のうち、過半数を占める者が在籍する事業所)

事業内容 繊維製品及び雑貨の製造等

被保険者数 14人

設立年月日 令和7年6月21日

(2) 事業所の削除(廃止)について

組合規約第4条「別表1」から、次の事業所を削る。

	事業所名	人数	削除年月日	削除理由
1	不二製油(株)	1,734	令和7年4月1日	不二製油グループ本社(株)に吸収合併のため廃止
2	(株)マネーコミュニケーションズ	3	令和7年4月1日	(株)PCHに吸収合併のため廃止
3	(株)守屋医療酸素商会	14	令和7年4月1日	日本酸水素(株)に吸収合併のため廃止

計3事業所

(3) 事業所の名称変更について

組合規約第4条「別表1」の下記事業所の名称を変更する。

	新(変更後)	旧(変更前)	変更年月日
1	(株)ユシロ	ユシロ化学工業(株)大船工場	令和7年4月1日
2	伊藤忠エネクスホームライフ(株)中国支社	伊藤忠エネクスホームライフ(株)	令和7年4月1日
3	不二製油(株)	不二製油グループ本社(株)	令和7年4月1日
4	IKG リテール&メディカル(株)	日本酸水素(株)	令和7年4月1日

計4事業所

(4) 事業所の所在地変更について

組合規約第4条「別表1」の下記事業所の所在地を変更する。

	新(変更後)	旧(変更前)	変更年月日
1	コネクショウイズ(株)東京都江東区	東京都墨田区	令和7年1月22日
2	伊藤忠エネクスホームライフ(株)中国支社 広島市中区	東京都中央区	令和7年4月1日
3	不二製油(株)大阪府泉佐野市	大阪市北区	令和7年4月1日

計3事業所

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは、採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、第5号議案組合規約の一部変更について(予備費の費途追加)についての説明です。

[常務理事]

第 5 号議案組合規約の一部変更(予備費の費途追加)についての説明です。
期中の事務所賃料値上げに伴う敷金積み増しに対応するため、健康保険組合規約第 47 条 (予備費の費途)において、営繕費を追加する。

【現行】

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 財政調整事業拠出金
- (6) 事務所費
- (7) 連合会費
- (8) 雑支出(補助金等返還金支出に限る)

【変更後】

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 財政調整事業拠出金
- (6) 事務所費
- (7) 連合会費
- (8) 雑支出(補助金等返還金支出に限る)
- (9) 営繕費

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
それでは、採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございます。

次に、第 6 号議案監査規程の一部変更についての説明です。

[常務理事]

第 6 号議案監査規程の一部変更についての説明です。
令和 6 年 12 月 2 日にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したこと等に伴い、監査規程の別紙様式の一部変更を行います。健康保険組合連合会が提供する規程例に倣い変更を行い、令和 6 年度決算に係る監事監査を実施(令和 7 年 6 月)する前に変更及び施行する必要があったため理事長専決としています。主な変更点は、被保険者証が廃止となることに伴う語句の修正(被保険者証→資格確認書)となります。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
それでは、採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございます。

次に報告事項に移らせていただきます。報告事項は 7 つありますが、報告事項 1 から 4 につきましては、理事会で決定したことの報告となります。

まず報告事項 1 固定資産の処分について、常務理事から説明致します。

[常務理事]

報告事項 1 固定資産の処分についての説明です。
マイナンバー統合専用端末の入替に伴い、財産管理規程第 40 条に基づき、旧端末を廃棄します。

[議長]

ただ今の報告に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
次に、報告事項 2 会計事務取扱規程の一部変更について、常務理事よりご説明致します。

[常務理事]

報告事項 2 会計事務取扱規程の一部変更についての説明です。

令和 7 年 6 月 12 日付、厚生労働省保険局保険課長通知により、随意契約に係る内容についての改正及び軽微な文言修正が行われました。健康保険組合連合会の規程例に倣い改正します。

新旧対照表	
新	旧
<p>第1～2条 (略) (帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係(略) 財務関係(略) 徴収関係(略) 人事関係 一. 貸金台帳 二. 源泉徴収簿</p> <p>第4～31条 (略) (契約の方法)</p> <p>第32条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。</p> <p>2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、随意契約としても差し支えないものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 予定価格が<u>400万円</u>を超えない工事又は製造をさせるとき。</p> <p>四 予定価格が<u>300万円</u>を超えない財産を買い入れるとき。</p> <p>五 予定賃借料の年額又は総額が<u>150万円</u>を超えない物件を借り入れるとき。</p> <p>六 予定価格が<u>100万円</u>を超えない財産を売り払うとき。</p> <p>七 予定賃貸料の年額又は総額が<u>50万円</u>を超えない物件を貸し付けるとき。</p> <p>八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が<u>200万円</u>を超えないものをするとき。</p> <p>九 (略)</p> <p>3 (略) (契約書の作成)</p> <p>第33条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が<u>250万円</u>を超えない場合(法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。)は、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>一 契約の目的</p>	<p>第1～2条 (略) (帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係(略) 財務関係(略) 徴収関係(略) 人事関係 一. 給与支払明細簿 二. 源泉徴収簿</p> <p>第4～31条 (略) (契約の方法)</p> <p>第32条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。</p> <p>2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、随意契約としても差し支えないものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 予定価格が<u>250万円</u>を超えない工事又は製造をさせるとき。</p> <p>四 予定価格が<u>160万円</u>を超えない財産を買い入れるとき。</p> <p>五 予定賃借料の年額又は総額が<u>80万円</u>を超えない物件を借り入れるとき。</p> <p>六 予定価格が<u>50万円</u>を超えない財産を売り払うとき。</p> <p>七 予定賃貸料の年額又は総額が<u>30万円</u>を超えない物件を貸し付けるとき。</p> <p>八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が<u>100万円</u>を超えないものをするとき。</p> <p>九 (略)</p> <p>3 (略) (契約書の作成)</p> <p>第33条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が<u>150万円</u>を超えない場合(法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。)は、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>一 契約の目的</p>

二 契約金額 三 履行期限 四 契約保証金 五～九 (略) 第34～35条 (略) (物品の定義) 第36条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品(固定資産を除く)及び消耗品をいう。 2 (略) 3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器財、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時日に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。 第37～48条 (略) 附 則 この規程は、令和7年8月1日から施行する。	二 契約金額 三 履行期限 四 補償金額 五～九 (略) 第34～35条 (略) (物品の定義) 第36条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品(固定資産を除く)及び消耗品をいう。 2 (略) 3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器財、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時的に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。 第37～48条 (略) 附 則
---	---

[議長]

ただ今の報告に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に、報告事項3 第19期 議員・理事の異動について、常務理事よりご説明致します。

[常務理事]

報告事項3 第19期 議員・理事の異動についての説明です。

下記の方が退任となり、

【退任】

選定議員	太田 充紀	氏	伊藤忠プラスチック(株)	令和7年3月31日
選定理事	小田 浩司	氏	(株)ロイネ	令和7年3月31日
選定理事	中川 芳近	氏	伊藤忠飼料(株)	令和7年3月31日
選定理事	平野 育哉	氏	伊藤忠ロジスティクス(株)	令和7年3月31日
互選議員	三重生 昌浩	氏	サンコー(株)	令和7年5月31日
互選理事	渡辺 隆	氏	伊藤忠人事総務サービス(株)	令和7年6月10日

下記の方が就任しております。

【就任】

選定議員	藤間 裕之	氏	伊藤忠プラスチック(株)	令和7年4月1日
選定理事	谷 衡一郎	氏	(株)ロイネ	令和7年7月18日
				(議員就任 令和7年4月1日)
選定理事	金澤 克彦	氏	伊藤忠飼料(株)	令和7年7月18日
				(議員就任 令和7年4月1日)
選定理事	石野 完也	氏	伊藤忠ロジスティクス(株)	令和7年7月18日
				(議員就任 令和7年4月1日)
互選議員	丸山 博信	氏	サンコー(株)	令和7年7月18日
互選理事	佐々木 久慈	氏	伊藤忠人事総務サービス(株)	令和7年7月18日

議員の任期は、第19期令和8年3月31日までとなります。

[議長]

ただ今の報告に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に、報告事項 4 保有財産の保有方法について、常務理事よりご説明致します。

[常務理事]

報告事項 4 保有財産の保有方法についての説明です。

当組合が保有する積立金は下記のとりの保有方法とします。

【準備金(一般勘定)】

令和 7 年 6 月 30 日現在

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
三井住友	普通			1,059,390,103 円	
三菱UFJ信託	特約付定期	2029.04.27	0.700%	1,000,000,000 円	*1
	1年定期	2026.03.31	0.275%	425,353,104 円	継続
三井住友信託	特約付定期	2029.09.16	0.805%	1,000,000,000 円	*1
	1年定期	2026.03.31	0.125%	500,000,000 円	継続
	1年定期	2026.03.31	0.125%	598,793,178 円	継続
	1年定期	2026.04.27	0.275%	76,415,000 円	継続
	1年定期	2026.06.04	0.500%	500,000,000 円	継続
銀行預金合計				4,725,171,590 円	
支払基金	委託金			184,533,000 円	継続
合計				4,909,704,590 円	

令和 6 年度法定準備金保有額は、令和 5 年度末保有額 4,842 百万円から 67.7 百万円増の 4,909.7 百万円となります。令和 6 年 10 月 1 日付で日新製糖健保と合併したことによるものです。

【別途積立金】

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
三井住友	普通			3,404,940 円	
三井住友	1年定期	2025.08.07	0.110%	800,000,000 円	継続
三井住友	1年定期	2025.08.08	0.110%	800,000,000 円	継続
三井住友信託	1年定期	2026.03.18	0.800%	7,000,000,000 円	*2
支払余裕金に繰替え使用中(年度末返済予定)				1,845,036,168 円	
合計				10,448,441,108 円	

*1 特約付自由金利型定期預金は、銀行に解約選択権があるため解約時には普通預金もしくは大口定期預金へ保管替

*2 令和 7 年 2 月 7 日開催の理事会にて預入期間 1 年・金額 7,000,000 千円を限度として特約付自由金利型定期預金(銀行解約選択権)へ保管替と預入金額・利率は理事長一任とすることを議決済。7,000,000 千円については、令和 7 年 3 月 18 日付大口定期預金へ保管替済。

特約付自由金利型定期預金についてご説明しますと、解約選択権は銀行側にあり原則預け入れ者からの中途解約は不可。また、やむを得ない事情等により預け入れ者から中途解約を行う場合は、清算金が発生し元本を毀損する等の損失が生じる可能性があります。

利率は、令和 7 年 2 月理事会時点利率は、0.40%~0.50%(大口定期 1 年利率 0.125%)、令和 7 年 3 月時点利率は、0.69%~0.72%となっています。

【準備金(介護勘定)】

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
みずほ	普通			165,491,109 円	
	1年定期	2026.04.08	0.275%	100,000,000 円	継続
	1年定期	2026.04.08	0.275%	150,000,000 円	継続
支払余裕金に繰替え使用中(年度末返済予定)				190,000,000 円	
合計				605,491,109 円	

【退職積立金】

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
三菱UFJ信託	1年定期	2026.3.31	0.275%	10,897,000 円	継続
	1年定期	2026.3.31	0.275%	10,845,807 円	継続
	1年定期	2026.3.31	0.275%	6,084,000 円	継続
	1年定期	2026.3.31	0.275%	7,014,000 円	継続
	1年定期	2026.3.31	0.275%	7,400,000 円	継続
	1年定期	2026.3.31	0.275%	8,742,750 円	継続
	1年定期	2026.3.31	0.275%	8,865,000 円	継続
	1年定期	2025.9.30	0.125%	9,181,140 円	継続
	1年定期	2025.9.30	0.125%	9,225,500 円	継続
	1年定期	2025.9.30	0.125%	3,506,803 円	継続
	期日指定	2025.9.30	0.250%	9,000,000 円	継続
合計				90,762,000 円	

* 退職金支払事由発生時は、上記口座より適した口座を解約支払し、残金は定期預金に積立を行う。

【議長】

ただ今の報告に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に、報告事項 5 保険給付費の返還請求権消滅時効について、常務理事よりご説明致します。

【常務理事】

報告事項 5 保険給付費の返還請求権消滅時効について、無資格受診者等に対する保険給付費の返還請求権は、民法第 167 条第 1 項の規定により、10 年を経過したため消滅時効となり、平成 26 年度における 30 件 523,944 円が時効により返還請求権が消滅します。

【議長】

ただ今の報告に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に、報告事項 6 子ども・子育て支援金制度について、常務理事よりご説明致します。

【常務理事】

報告事項 6 子ども・子育て支援金制度についての説明です。

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設され、少子化対策の促進のため、児童手当の拡充や妊婦の支援給付などの施策が講じられる。その財源として、令和8年4月分の保険料(5月納付分)から現在の健康・介護保険料に「子ども・子育て支援金」が追加されます。負担料率は標準報酬月額(標準賞与額)の0.3%と見込まれ、令和10年度には段階的に0.4%程度に上昇する見通しです。

[議長]

ただ今の報告に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に、報告事項7 保険証の廃止に伴う経過措置の終了について、常務理事よりご説明致します。

[常務理事]

報告事項7 保険証の廃止に伴う経過措置の終了について、昨年12月2日以降、従来の保険証の新規発行および再発行は廃止され、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行しました。

経過措置として、現在発行済みの従来の保険証は令和7年12月1日まで使用できますが、12月2日以降使用できなくなり、マイナ保険証もしくは資格確認書を提示して医療機関等を受診していただくことになります。令和7年12月2日以降、現行の保険証は無効となるため、当健保組合では保険証の回収は行わず、各自で破棄していただきます。

資格確認書の対応は以下を予定しております。

① マイナ保険証の登録をしていない方には、10月に資格確認書の一斉交付を行います。

有効期限は、令和8年1月31日までの資格確認書となります。

② 令和7年12月2日以降に新規に資格を取得される方には、取得月から2ヵ月後の末日を有効期限とする資格確認書を交付致します。

なお、有効期限前に資格を喪失した場合は、返却が必要です。

[議長]

ただ今の報告に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

[佐久間議員]

会社でマイナ保険証未登録の人のリストをご提供いただくことは可能ですか？

[常務理事]

個人情報保護の観点から、会社にマイナンバーカードの保険証紐づけ状況の情報をご提供することは認められておりません。

[佐久間議員]

わかりました。ありがとうございます。

[議長]

他にご意見ご質問がないようでしたら、以上で本日の議案・報告事項は全て終了となります。

第19期第6回組合会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後5時00分、議長が閉会を宣言した。

以上